

移管資料目録

県史編さん班移管資料

龍王神社文書

和歌山県史 七

県立図書館移管資料

凡 例

- 一 本目録は、収蔵史料目録の第四集『移管資料目録』である。
- 一 本目録には、県史編さん班移管資料（三七件）、龍王神社文書（もと県史編さん班保管二二七点）、和歌山県史七、県立図書館移管資料（約一九〇〇点）をおさめた。
- 一 県立図書館移管資料には、すでに目録化されている「蜜柑方元締文書」「山裾織布場文書」「中尾家文書」（すべて『諸家史料目録1』）「岡家文書」（『岡家文書目録』、および「紀州家中系譜並に親類書書上げ」（別置）を除く資料を収録した。
- 一 目録は、資料群の出所ごとに個々の資料の内容を考慮して構成した。
- 一 目録は、原則として資料ごとに資料番号・標題・年月日・作成者・宛名・形態を記載し、必要に応じて備考を付した。
- 一 資料番号は整理時に資料ごとに付した番号で、閲覧申請等はこの番号で行う。
- 一 標題は、原則として原題を採り、原題のみでは内容が類推できない場合については（ ）を付して補足した。また、原題がない資料については、内容にしたがって標題を付け「」内に記した。
- 一 「【】」は、編者が必要に応じ出所や家名等によって与えた総称で、次行以降に枝番で詳細目録を付けている。
- 一 年月日は、原則として資料が作成された年月日とし、推定した場合は（ ）に記した。
- 一 資料の作成者・宛名が多数であり欄内に全員を記入できない場合は、原則として適当と思われる名前を記し、それ以外は「外〇名」とした。
- 一 虫損などにより判読できない文字がある場合、字数を確定できるものは字数分を□で表し、字数不明のものは□□とした。
- 一 資料の形態は次のとおり記した。

一紙 …………… 一紙文書（継紙、折紙、切紙などを含む）

野紙 …………… 近代以降の文書で、野紙に書かれているもの

縦帳

薄冊 …………… 近現代文書で諸書類を綴り込み一冊の帳面様にしたもの、原則として堅形

横帳

横半帳

和歌山県立図書館移管資料目録

県立図書館移管資料解題

一、伝来と受け入れの経緯

この資料群は、当館開館時に県立図書館から移管されたもので、近世から現代までの文書資料約一九〇〇点からなる。

県立文書館開館以前、いわゆる古文書の類は、県立図書館（以下図書館と呼ぶ）で「郷土史料」の一部「文書・記録」として保存・公開されていた。これらが図書館に入った経緯は①県庁から受け入れたもの（例えば9036番の神社寺院等関係文書）、②寄贈を受けたもの（9253番や丁番などごく一部）、③購入したもの（町^{じかた}方地方文書の大部分）、④伝来がはっきりしないが、早い時期から図書館で所蔵してきたもの（紀州藩関係文書など）の四通りがある。このうち③の購入とは、昭和四〇年代から五〇年代、古文書類の県外流出や散逸を少しでもくい止め県内に残すため、売りに出されたものを古書店より大量に購入したもので（所蔵者からの購入ではない）、検地帳や名寄帳、村経営に関するもの、字図など大変重要なものが多くが含まれている。

その後平成五（一九九三）年に図書館が旧館から現在の地に移転し、更に同じ建物（きのくに志学館）内に文書館が新設・開館することになったが、その際に保存や利用の便を考慮して、古文書類の多くが文書館へ移管されることになったのである。移管は四回にわけておこなわれ、第一回の平成四年六月と第二回の同年一月には地方文書が、同五年三月には第三回第四回の二回に分けて藩関係文書等が移管されている。なお、その時移管保留となり、現在も図書館で保存公開され

ているものもある。

二、状態と整理方法について

この資料群を整理するにあたり、考えなければならぬ点がいくつかあった。まず、これらの大部分が昭和五八（一九八三）年に図書館が発行した『和歌山県立図書館 郷土史料目録』に掲載されていることである。『郷土史料目録』には「タイトル番号」として利用用の番号が付され、当館移管後もこの目録と番号で閲覧申請や問い合わせが寄せられることが度々あり、また、移管保留で図書館に残った分もこれで出納されており、これらは現在も機能しているのである。そのため、当館での整理にあたっては、この番号を残し図書館の目録からも閲覧できる形で作業をおこなうこととした。ところが、作業を進めると、大変なことがわかってきた。番号の付け方が不統一で、基準がそれぞれバラバラなのである。一つの群（文書のかたまり）として一つの番号と表題（群名）を付されて処理されているものが、実は様々な出所の多量の文書（群）で構成されていたり（あきらかに別群の文書が混入しているものも沢山ある）、かたやどう考えても出所が同じものが、一点ごとに別々の番号を付されている場合もあるのである。これはどういうことなのだろうか。一でも述べたが、この資料群の多くのものが古書店より購入したものである。購入時の記録によると、どうやら古書店がその時々によりいろいろな出所のものを一つにまとめて一括で販売したり、同一出所のものを分けて一点ずつ販売していたらしいのである。そしてそれを購入した図書館では、そのまま受け入れごとに番号を付していったため、このような混乱が起こってしまった

たようである。当館での整理にあたり、これらを元の形（出所での原状）に戻すことも考えたが、前述の理由から、従来からの番号（現状）を生かすことがベストであり、また、もはや本来の出所を割り出し完全に復元することは不可能であることから、まず現状のままで整理することにした。ただし、一つの番号を複数点で構成している文書（群）については、この番号を親番号として各々（一点ごと）に適宜子番号を付していった（これもすでに図書館で子番号が付されていた場合には、この番号をそのまま利用した）。また、図書館で郷土史料目録作成後に受け入れたものや、公開されていなかったものには番号が付されていなかったが（四群ある）、これらについては当館で群ごとに甲・乙・丙・丁の親番号を新たに付して整理作業をおこなった（数字の番号を付すと、図書館の他の図書の番号と混乱する危険があるため、あえて漢字の番号を付した）。なお、9174番（那智勝浦町）・9230番（紀伊国・那賀町）・9246番（串本町）9177番（北山村）は、原本ではなく昭和四九年に各所在地で写真撮影されたものを、図書館が購入している複製物である。

三、目録作成と掲載順について

前述の通り、この目録に記載されている四桁の資料番号は、図書館が付した「タイトル番号」と同じである。ただし、この番号順のままでは、出所が違うものどうしが同一群中に混在したり、その他色々な混乱が目立ち大変利用しにくい。そこで、本目録作成にあたっては、その出所や原状をもう一度考え直すこととした。各々文書作成時の原状に再構成し直した群ごとに別々に目録にすることも初めは考えたが

（実際、大きな群を構成するものは既に「蜜柑方元締文書」「山裾織布場文書」「中尾家文書」「岡家文書」として独立させて目録を作成している）、一点のみで一群（一番号）を構成しているものも大変多く、また、群や原状を再構成するにしても、これだけ混乱した状態では、はたして本当に出所（旧蔵者・作成者）が同一であるかどうかはなかなか確定できないものもある。考えた結果、まず性格の違う紀州藩と和歌山県自体に関する文書と町方地方文書を分け、藩・県関係のものはそのくくりで一群とすることにした（1-①②③）。そしてその他のものは、地域によってかたよりはあるものの、その出所がほぼ全県下にわたっていることを利用して、各文書資料一点ごとの出所を現在の県内自治体（県と市町村）にあてはめて見直し、それで再編し掲載することとした（2-①②③65頁からの表参照）。だから、親番号が同じ文書であっても、全く違う場所に掲載されている場合もある。いわゆる「出所原則」という言葉が、この場合どの「げん状」（文書作成時・文書受取時・古書店に入った時・古書店よりの購入時・文書館への移管時）を指すのかを考えると、これが本当に良いのかどうか難しいが（整理番号・保存は移管時の現状のままなので、「現状破壊」ではない）、それよりも、移管資料全体を一つの大きな群（かたまり）と見て、目録作成をおこなったと考えていただきたい。なお、本来なら更に個々の内部構造を分析・再構築して「分類項目」等を設定するべきだが、あまりにも煩雑になるためここではおこなっていない。各項（ここでは県市町村を指す。以下同。）内の文書資料各々の掲載順序は、それぞれの内容によって違う（旧村順↓種類順↓年代順など）と決めて統一しようとすると、どこかに必ず不便な状況が出、混乱をま

ねく)が、だいたい一点文書を先に出し、一群をなしているものは群のまま後ろにままとめている(群の中では並べ替えもある)場合が多い。なお、目録本文への掲載は県・市町村別になっているが、利用の便を考えて、最後(最終ページ)に図書館の付したタイトル番号順での大まかな一覧(番号と地域名との対照索引)も付した。また、少数ではあるが、複数自治体等にかかわるものは、その両方に重複掲載することにした。

四、近世以降の紀州と紀州藩・和歌山県について

近世の領有

近世初期、高野山寺領以外の紀州は浅野家三七万四千石の所領であった。その後元和五(一六一九)年浅野氏は広島へ転封となり、かわって家康の十男徳川頼宣(紀州三七万四千石余・松坂・田丸・白子領の勢州一八万石弱・大和の内千石、計五万五千石)の所領となった(ただしそのうち田辺は家老安藤氏のそして新宮は同水野氏の知行地となっていた)。そして近世末に至るまで紀州徳川氏の支配が続く。一方高野山寺領は、那賀郡・伊都郡内で合わせて二万一千石余で、その中で学侶領・行人領・修理領・聖領にわかれていた。

徳川氏入国以降の町村支配

和歌山の町方は東西町奉行の支配のもと、大年寄(町会所・湊会所で勤務)、各会所に町惣代、その下各町に町年寄などが町役人として置かれていた。町以外の地方(在方)支配は、まず紀州藩領では各郡に郡奉行と代官が、あるいはそのいずれかが置かれ支配を統括していた。そして郡の下二〇から三〇か村ごとに(石高平均九〇〇〇石程度

の単位で)組という行政区画(天保期には約六〇組)が編成されていた。組には大庄屋が置かれ郡奉行・代官の支配をうけ民政にあたり、また大庄屋の補佐として杖突(又は物書)がいた。組の下の最小行政単位として村(または浦)がある。村では庄屋が村政をつかさどり、肝煎(初期は年寄)がその補佐をした。村には別に年貢徴収を担当する蔵庄屋(蔵入村)または納庄屋(給所村)がいたが、庄屋が兼帯していた場合もある。一方高野山寺領については、支配形態をはじめ様々な面でまだわからないことが多いが、学侶領では年預・年預代のもとに地方奉行と支配がおかれその下各村には庄屋・年寄(相給など場合によっては寺庄屋や垣内総代)がおかれ、領有の各寺院が村を直接支配するという中世的支配形態が残っていたようである。一方行人領では支配の下に地方奉行・蔵奉行・町奉行がおかれ、支配から派遣された代官のもと組をたてて大庄屋がおかれていた地域(清水組)もあり(村役人はこちらも庄屋・年寄)、学侶領とくらべると(紀州藩のような)近世的支配であったと言われている。

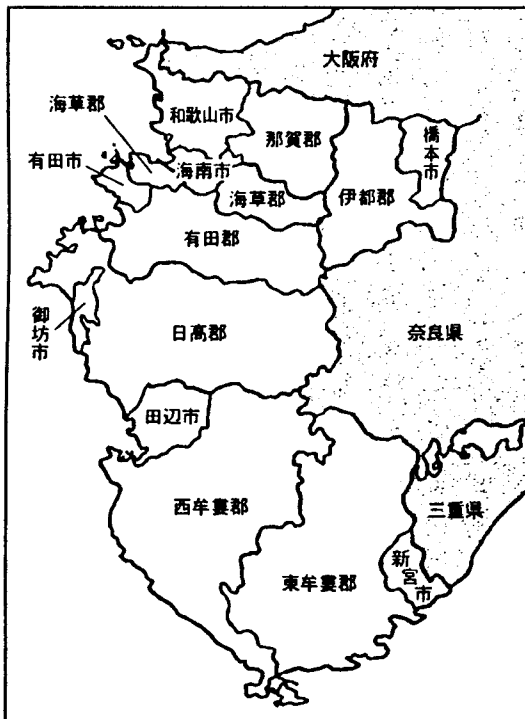
維新时期から近代の機構

慶応四(一八六八)年に紀州藩は田辺藩・新宮藩・和歌山藩となったが、その後明治二年六月には版籍奉還が許され、旧藩主がそれぞれ藩知事(知藩事)となり、藩も新政府の地方行政の一区画となった(和歌山藩内では、当時津田出による藩政改革がおこなわれ、藩内支配組織が改められている)。その後明治四(一八七二)年七月の廃藩置県で、旧藩主はその任を解かれた。旧藩はそれぞれ和歌山県・田辺県・新宮県となり、一方旧高野山寺領は明治二年に堺県に、翌三年には五条県管轄となっていた。その後明治四年十一月の県統廃合により、

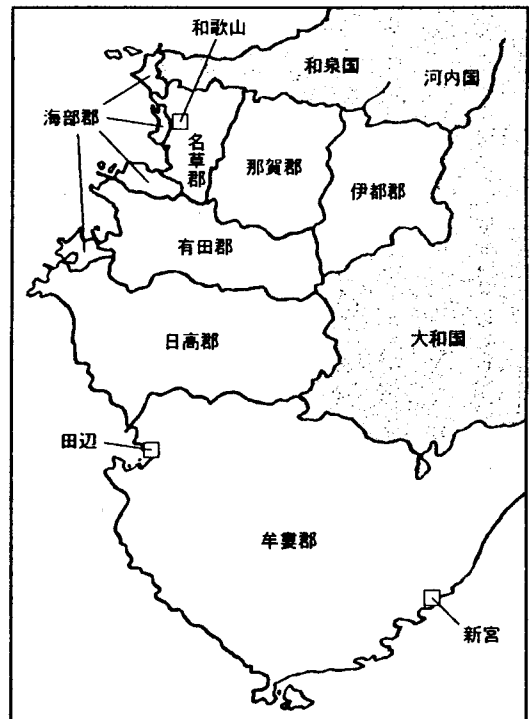
現在の和歌山県が成立した。大区小区制、一区八郡制、郡区町村制、そして明治二二（一八八九）年の町村制などの行政機構のもと、県（県令・のち知事）↓郡長↓町村長（初期は戸長）という地域運営機構が成立していたが、その後大正一五（一九二六）年に郡長と郡役所が廃止され、県の下に市町村という機構となった。

那賀郡と海草郡

明治以降の郡域変更を見ると、明治四（一八七一）年に牟婁郡の北東側が度会県に編入された後、同一二（一八七九）年に当県に残った牟婁郡域が東西に分割されている（三重県域となった地域は、同年南北牟婁郡に分割）。また、海浜沿いに郡域が離れていた海部郡のうち、現由良町にあたる地域も（すでに寛永一七年から日高郡代支配ではあった）、同年正式に日高郡へ編入されている。その後同二九年には名草・海部両郡が統合され海草郡となっている。市町村域の変更は、町村制施行後も細かい変化は度々あったが、第二次世界大戦後、地方自治強化の勧告等により、町村合併計画がなされ（昭和二九（一九五四）年に町村合併促進法・同三一年に新町村合併促進法が公布）、それにより現在の市町村が成立することとなる。町村域の変遷や合併の詳細については、『和歌山県史 近現代二』を参照いただきたいが、この目録を利用していただくにあたり、特に取り上げておかなければならないのが、那賀郡と海草郡域についてである。現在の海草郡域のうち、美里町と野上町そして海南市の一部にあたる地域は、元々那賀郡域であった。ところが昭和二六（一九五一）年一〇月一日に海草郡に編入されることとなったのである（同年八月二五日の和歌山県告示によると、東野上町と中野上・南野上・北野上・志賀野・小川・下神野・上



現在の郡と市域



近世の郡域と城下

神野・猿川（国吉）・長谷毛原・真国・細野の一一村を海草郡域に編入、郡区域の変更により人口は海草郡一一九二二人、那賀郡八四七七五人となるとある。この目録の中で現海草郡域の文書資料に「那賀郡〇〇村」という記載が多いのはこのためである。昭和二六年以前の文書資料を利用されるにあたり、この点は特にややこしく混乱しやすいので、注意されたい。

五、文書の概要

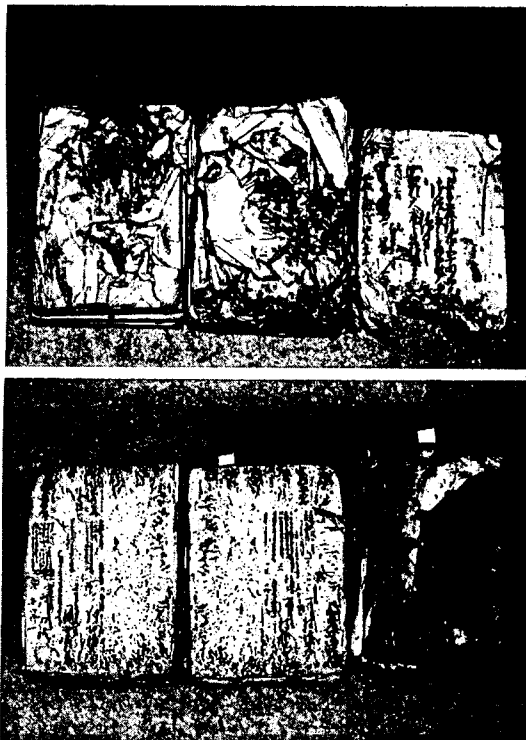
まず全体の概要を述べると、図書館移管資料には大きく分けてつぎの四つの性格の別がある。ア、藩・県関係文書（今後の紀州藩・和歌山藩研究の重要な史料となるもの）イ、近世町方地方文書（検地帳や名寄せ帳など近世村を研究する上で重要な基礎的史料となるものが多い）ウ、近代役場文書（行政文書等役場資料自体と、そこで所持されていたと考えられる村・字図が大変多い）エ、近代の商工業に関する文書（商店や家内工業的なものの経営に関する簿冊が中心で、多くは商品売買の金銭出納や賃金に関するものである。このような資料は、一点での利用は難かしいが、どれも数年分がまとまって残されているので、それらを分析することで近代和歌山県の商業や産業研究の材料となる）

次に、各地域ごとの資料の概要を述べるが、本目録掲載の文書資料は出所も群としての数もほう大で、各々の特徴について述べはじめると、それだけで大変なことになるので、ここでは掲載各地域（県と旧郡や市町村）ごとに含まれるものの簡単な概要を述べるにとどめる。

1、紀州藩・和歌山県庁文書

①紀州藩・和歌山藩庁

近世から近代初期の紀州藩・和歌山藩で作成された文書資料二六一点。近世後期以降に藩士の職や禄（惣帳古張紙や御内則ほか）、報償や人事関係（附込帳や被仰渡帳・跡目調ほか、たとえば八代重倫（観自在院）や十代治宝（舜恭院）没後の藩政や家臣の始末など）について書き留められた帳面が中心であるが、中には幕府や朝廷・明治新政府や藩の動向、特に幕末維新期の藩政などが記されたもの（天朝御触留・御沙汰留、被仰渡帳・附込帳・張紙帳ほか、たとえば津田出の藩政改革関係記述）もあり、今後の紀州藩研究の重要な史料である。しかし残念なことに、ここに掲載したもののうち丙番は大変状態が悪いものを多く含む。丙番の文書は、県立図書館では目録に掲載されず閲覧に供されていなかった。理由は複数ある



丙番文書の破損状況
（下段の文書は、虫損により板状になっている）

より「役場文書」としたが、『収蔵史料目録1』所収の「山裾織布場文書」と出所を同じくする可能性がある。また、甲番の「本郷引き分かれ願い問題他につき帳面」は、枝郷居住者が本郷支配から離れた旨を訴え出た一件等について書き留めた帳面である。本郷の寄合への出席問題や本郷への人足遣方などについても書かれ、当時被差別身分におかれていた人々への差別の実体を知る上でも重要な史料である。なお甲番については、人権上の配慮から現在は閲覧制限を付している。ほかに西和佐村などの近代役場資料や、山林関係資料がある。

③ 海草郡域（海南市含む）

a 海南市 三九点。近世のものは地誌帳・検地帳・免割帳など土地や年貢に関するものがあるが、明治中期の南野上村大字次ヶ谷の保存講関係資料が一番多い。他に明治期の村役場資料も数点ある

b 下津町 四点。9251番の明治の梅田村の小学校に関するものは、『収蔵史料目録1』所収の「中尾家文書」と関連する可能性がある。

c 野上町 五点。小川小野村の名寄帳ほか近世文書四点と、近代第三大区十小区の土地調査帳一点。

d 美里町 二七点。9032番は明治前期の神社明細帳。9039番は文化六・七年の下神野村大字野中十三神社関係文書である。「猿川松ヶ峰村文書」は土免願ほか近世文書、「毛原下村文書」は氏神関係、「長谷毛原村文書」は明治大正期の村役場資料を中心としたものである。

④ 那賀郡

a 旧那賀郡域 三点。うち近世の二点は、旧那賀郡域の複数

村名が記載されているが、出所が現行市町村のどこにあたるのか特定できない。明治期の一点は、旧那賀郡域全体にかかわる資料である。

b 打田町 七六点。山絵図五点は、田中と現桃山町大原との山林境界関係のもので、ここは中世から境界をめぐり争論が起こっていた場所である。「東大井村堂本家文書」は、明治期を中心とした文書資料七〇点の群である。この中で村関係・家関係・寺の年行司関係とに分けて掲載したが、家関係の中には蜜柑の米国輸出に関する帳面もある。また9085-12番に記載されたドイツ人ハイトケンヘル（ケンベル）はいわゆるお雇い外国人で、和歌山市の皮革業創始者である。

c 那賀町 一点。横谷村・麻生津村役場文書が中心。

d 桃山町 一二点。打田町田中と大原の境界関係絵図や近世三船明神宮神能に関するもののほか、近世末から近代初頭の村関係資料。

e 岩出町 二〇三点。「那賀郡中島村文書」は検地帳・名寄帳をはじめ宗門改・川普請など近世村に関する資料を中心とした群である。「小田井関係文書」は、宝永四年から享保期に開削された紀州最大の農業用水路小田井につき岩出組村々の井懸銀割賦に関する帳面である。「岩出町宮・西口商店文書」は、米穀・印紙類商西口商店の明治から昭和初期の資料一五〇点で、商売関係のものが中心だが、一部家文書も見える。

⑤ 伊都郡域（橋本市含む）

a 橋本市 四点。9061番は慶賀野村と矢蔵脇など五ヶ村間で起こった山論決着取替絵図で、論所各村の役人が押印している。9

③ 海草郡域（海南市含む）

a 海南市

9143-2	9143-1	9142-5	9142-4	9142-3	9142-1	9142-2	9141	9140	9139	9041-3	9041-1
保存講規約書	保存講規約書	那賀郡次谷村会議事筆記	午免割帳 次谷村	大指出帳 控 次谷村	那賀郡次谷村申改新畑検地帳	那賀郡次谷村新田畑地詰検地帳	西名艸冷水浦本田畑之内畝先年賦極帳 日方組	田畑畝高帳	〔明治廿四年度大字黒江村等級下調他書類一綴〕 ※「名草郡黒江村役場」用箋	耕地図面 那賀郡木津村	那賀郡別院村図
※野紙、付箋多い		※次谷村正法寺に於て村会議開会	※本作・入作とも連印あり		※虫損劣化あり			※付箋多い		※彩色、印あり	※彩色
（明治25年12月）	明治25年12月	（明治13年1月15日）	安政5年10月	延享3年7月	享保元年7月	宝永2年7月	嘉永7年閏7月	享保9年4月	（明治24年）	（明治）	（明治）
名兵衛田、世話人、赤松平助、外安	主北島音吉、親受寺山元、兵衛、世話人、赤松平助、外安	（南野上村大字次ヶ谷）会	次谷村庄屋安右衛門、肝煎、清左衛門、惣代伴七、平助、九右衛門	次谷村	相川弥一右衛門、野田長右衛門、岡村伝太夫	門飯島藤左衛門、井関太左衛門	御勘定人村垣与次左衛門、小之助、五郎、板原兵八郎、判書	冷水浦庄屋義右衛門、肝煎、赤四郎、佐吉、代判書	日方浦橋本甚助	名草郡黒江村役場	戸長松島友蔵、副戸長木下熊四郎
					庄屋肝煎小百姓中	次谷村庄屋肝煎百姓中					
堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅帳	堅綴	図	図

海南市

9146 -12	9146 -11	9146 -10	9146 -9	9146 -8	9146 -7	9146 -6	9146 -5	9146 -4	9146 -3	9146 -2	9145	9144	9146 -1
保存講第四拾番会掛金受取帳 ※括り付け文書二点あり	保存講第卅九番会掛金受取帳	保存講三拾八番会掛金受立帳	保存講第参拾七番会掛金受取帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第三拾六番会集金帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第三拾五番会集金帳 ※括り付け文書一点あり、最後一丁はずれ、17とコヨリにて一綴 ※括り付け文書一点あり、16とはコヨリにて一綴	保存講第三拾四番会集金帳 ※括り付け文書一点あり、最後一丁はずれ、17とコヨリにて一綴	保存講第参拾参番会集金帳	保存講第参拾貳番会掛金受取帳 ※括り付け文書二点（内一点大損）あり	保存講第三拾老番会掛金領収帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第卅番会掛金受取帳	委任状之事（負債主の都合により抵当地交換願につき） ※罫紙	委任状 保存講事控（講金貸付登記請求の件につき） ※小損、講主は大字次ヶ谷北畠音吉	保存講第三番会掛金取附帳 明治26年旧6月28日 会主北畠音吉
明治35年9月13日	明治35年旧6月13日	明治35年3月13日	明治34年旧11月	明治34年9月13日	明治34年旧6月	明治34年3月	明治33年旧11月	明治33年旧9月	明治33年6月	明治33年3月13日	明治28年3月28日	（明治）（26年カ） （保存講）清水庄五郎、入 田長兵衛、松本福太郎、岩 本亀楠外44名	明治26年旧6月28日
世話人中	世話人	会主北畠 		世話人中	世話人中	世話人			世話人中		吉外24名 南野上村大字次ヶ谷北畑音		
横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	縦 綴	縦 綴	横 帳

9255 -4	9255 -3	9041 -2	9255 -2	9255 -1-4	9255 -1-3	9255 -1-2	9255 -1-1	9146 -17	9146 -16	9146 -15	9146 -14	9146 -13
北野上村明治廿五年度戸数等級村会議案	那賀郡山林原野村等原案 ※印刷物	絵図面 那賀郡原野村 ※彩色	山林原野旧十小区村々限反別控并二旧十二小区之内小区限反別 写シ ※野紙、劣化変色あり	〔免かけにつき覚〕（原野村） ※1の紐に括り付け	卯免目録也（原野村） ※1の紐に括り付け	卯免目録也（原野村） ※1の紐に括り付け	卯免かけ帳 水野多門様馬場源右衛門様村田熊彦様（原野村） ※紐に括り付け文書あり12～14へ	保存講第四拾七番会掛金請取帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第四拾六番会掛金受取帳	保存講第四拾五番会掛金受取帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第四拾四番会掛金受取帳 ※括り付け文書一点あり	保存講第四拾叁番会掛金受取帳 ※括り付け文書三点あり
辰年（明治25年）	（明治）	（明治）	（明治16・17年）	（近世）	卯10月26日	卯10月26日	慶応3年	明治37年6月	明治37年3月13日	明治36年11月13日	明治36年9月13日	明治35年旧11月13日
（北野上村）			原野村宗佐右衛門	村役人中	村役人中	村役人中	納庄屋佐右衛門	世話人中	世話人	世話人	世話人	
					佐右衛門	佐右衛門						
横 帳	豎	図	豎 綴	一 紙	一 紙	一 紙	豎 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳	横 帳

下津町 野上町 美里町

b 下津町

9251-7	9251-5	9136	9137
小学校新築二付副願 小学校新築伺(梅田村小学校) ※野紙、平面略図付、県令聞き届け、『目録1』中尾家文書参照	進達留 梅田村(梅田小学校教師雇入ほかにつき) ※野紙、県への上申・進達・聞届の原本あり、『目録1』中尾家文書参照	衛生諸届留(出生・死亡ほかにつき) 曾根田村	本田畑譲り証文控帳 興村
明治16年4月15日、 (同年4月25日聞届)	明治13年2月	明治16年1月(同 7月)	文化9年正月
海部郡二十六番学区梅田村 学務委員中尾総助・小南村 同竹本字右衛門・下村同 原源助 戸長岡本安太夫	梅田村(印あり、これは 梅田小学校学務委員中尾 助の印)	曾根田村	興村
和歌山県令神山郡廉		田綱一郎か同鈴村三郎あて (各綴文書は名草海部郡長平 田綱一郎か同鈴村三郎あて)	(各文書は大庄屋中尾五郎 右衛門あて)
堅 綴	堅 帳	簿 冊	堅 帳

c 野上町

9132 -4	9132 -2	9132 -3	9132 -1	9132	9040
積取請証定 ※表紙貼紙「相続人大家弥兵衛」、「野上町誌上」掲載	米大御高番附帳 小川小野村	寺頼母子人数帳（当村医王寺普請入用につき） ※小野村	〔田畑名寄帳〕 ※下佐々村か小野村か、小損	【小川小野村文書】↓以下詳細 ※913215以降は美里町の項へ	旧十小区調査 那賀郡野上地方（反別・山藪などにつき） ※第三大区十小区
慶応4年3月	弘化2年3月	文政10年	（寛延4年以前）		（近代）
親小野村小よし、親請同大 蔵・兵衛・池本弥兵衛・同米 蔵・同久左衛門・同惣兵衛	（小川小野村）村代、年寄、 庄屋	親請大野兵衛・新次郎・勇 次郎・喜七・其蔵・幸次郎・勇 十蔵・下佐々村・新佐々村・文 初木門蔵・新佐々村・新佐々村・文			
	御 ^{（署名）} 分様御役人				
堅 帳	堅 帳	堅 帳	堅 帳		堅 帳

d 美里町

9032-1
神社寺院現境内明細帳(第三大区十一小区のうち後の下神野村 域につき) ※堅二冊合冊の一
明治9年8月(同 10年)
堅 帳